

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8月17日
【会社名】	株式会社オプトホールディング
【英訳名】	OPT Holding, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長グループCEO 鉢嶺 登
【本店の所在の場所】	東京都千代田区四番町 6番
【電話番号】	03 - 5745 - 3611
【事務連絡者氏名】	グループ・ファイナンス本部 本部長 足立 知彦
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区四番町 6番
【電話番号】	03 - 5745 - 3611
【事務連絡者氏名】	グループ・ファイナンス本部 本部長 足立 知彦
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 752,654,592円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	282,528株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、平成30年2月8日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）並びに当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の従業員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対する当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値の共有を目的として、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、平成30年3月29日開催の第24回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額550百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本募集は、本制度を踏まえ、平成30年8月17日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

<本制度の概要等>

本制度は、株式保有の促進と当社グループの持続的な企業価値向上に向けた、当社グループの従業員を対象とする中長期インセンティブ報酬としての「長期株式報酬」と、当社の中期経営計画の目標達成に向けた、当社グループの取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び従業員（ただし、長期株式報酬の対象となった者を除きます。）を対象とするインセンティブ報酬としての「中期株式報酬」により構成されます。なお、適切なインセンティブ付けを図るとの観点から、長期株式報酬及び中期株式報酬の対象者を、上記のとおり設定することといたしました。また、中期株式報酬につきましては、当社の中期経営計画が対象とする期間の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与を行います。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年36万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は、株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該普通株式の総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とします。ただし、対象取締役等への付与株式数のうち、中期株式報酬については、当社の中期経営計画が対象とする期間の職務執行の対価に相当する報酬の額を、原則として同期間の初年度に一括して付与するため、実質的には、1事業年度あたり20万株以内に相当すると考えております。その1株当たりの払込金額は、当社の各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式の発行又は処分を受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲で、当社の取締役会において決定します。

今回は、本制度の目的、当社グループの業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、役員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役等の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、以下の様に付与することといたしました。

長期株式報酬：当社グループの従業員への金銭報酬債権113,220,000円（普通株式42,500株）

中期株式報酬：対象取締役への金銭報酬債権186,554,592円（普通株式70,028株）、当社子会社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）への金銭報酬債権266,400,000円（普通株式100,000株）、当社グループ従業員（ただし、長期株式報酬の対象となった者を除きます。）への金銭報酬債権186,480,000円（普通株式70,000株）（以下、上記を合計した金銭報酬債権を「本金銭報酬債権」と総称し、同じく上記を合計した普通株式を「本割当株式」と総称します。）

譲渡制限期間については、本制度の導入目的である株主価値の共有を中長期にわたって実現するとともに、当社の中期経営計画が対象とする期間を踏まえまして、長期株式報酬は5年、中期株式報酬は3年としております。

また、当社は、割当予定先である対象取締役等の各自との間で、長期株式報酬及び中期株式報酬それぞれにおいて、長期株式報酬に係る「譲渡制限付株式割当契約書(長期株式報酬)」、中期株式報酬に係る「譲渡制限付株式割当契約書(中期株式報酬)」(以下、「本割当契約」と総称します。)を個別に締結するものとし、その内容としては、対象取締役等は、一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当いたします。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

長期株式報酬 平成30年9月3日～平成35年9月3日

中期株式報酬 平成30年9月3日～平成33年9月3日

(2) 譲渡制限の解除条件及び解除株式数

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、監査等委員である取締役、監査役、使用人、顧問又は相談役、その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全てについて、譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員、監査等委員である取締役、監査役、使用人、顧問及び相談役、その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由(ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。)により退任又は退職した場合には、譲渡制限期間の満了の時点をもって、譲渡制限を解除する。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、当社取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

譲渡制限の解除対象となる株式数

長期株式報酬については、上記で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(本払込期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数。以下同じ。)を60で除した数(その数が1を超える場合は、1とする。ただし、死亡以外の事由により退任又は退職する場合であって、当該退任又は退職の効力発生日が本払込期日から1年を経過する日以前の日である場合は、その数を0(ゼロ)とする。以下同じ。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

中期株式報酬については、上記で定める退任又は退職の時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間(ただし、任期満了又は定年以外の正当な事由による退任又は退職の場合には、在職期間は本払込期日を含む月から当該退任又は退職日の直前の任期満了日を含む月までの月数とする。)を36で除した数を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	282,528株	752,654,592	376,327,296
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	282,528株	752,654,592	376,327,296

(注)1.「第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく対象取締役等に割り当てる方法によります。

2.発行価額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
また、増加する資本準備金の額の総額は376,327,296円です。

3.現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、長期株式報酬については本事業年度から始まる当社及び当社子会社の5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の、中期株式報酬については本事業年度から始まる当社及び当社子会社の3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

長期株式報酬

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
当社の従業員:13名	6,500株	17,316,000	5事業年度分
当社子会社の従業員:69名	36,000株	95,904,000	5事業年度分

中期株式報酬

(単位:円)	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役:1名(1)	70,028株	186,554,592	3事業年度分
当社の従業員:4名(2)	40,000株	106,560,000	3事業年度分
当社子会社取締役:13名(1)	100,000株	266,400,000	3事業年度分
当社子会社の従業員:6名(2)	30,000株	79,920,000	3事業年度分

1:社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。

2:長期株式報酬の対象となった者を除く。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
2,664	1,332	100株	平成30年8月25日~平成30年9月2日	-	平成30年9月3日

(注)1.「第1【募集要項】1【新規発行株式】(注)1.募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、対象取締役等に割り当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。

2.発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。

3.また、本新株式発行は、本制度に基づき、長期株式報酬については当社及び当社子会社の本事業年度から始まる5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の、中期株式報酬については当社及び当社子会社の本事業年度から始まる3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社オプトホールディング 本店 グループサポート部	東京都千代田区四番町 6 番

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	200,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

当社は、当社の対象取締役等に対する当社グループの企業価値の持続的な向上に向けたインセンティブの付与及び株主の皆様との一層の価値の共有を目的として、本制度を導入いたしました。

また、当社は、平成30年3月29日開催の第24回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額550百万円以内の金銭報酬債権を支給することができることにつき、ご承認をいただきました。

上記決定を受け、本新株式発行は、本制度に基づき、長期株式報酬については当社及び当社子会社の本事業年度から始まる5事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を、中期株式報酬については当社及び当社子会社の本事業年度から始まる3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額の、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法により行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年3月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第25期 第1四半期報告書(自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年5月14日関東財務局長に提出

事業年度 第25期 第2四半期報告書(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月10日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項9号の2の規程に基づく臨時報告書を平成30年4月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、

本有価証券届出書提出日(平成30年8月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年8月17日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社オプトホールディング 本店

(東京都千代田区四番町6番)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。